

令和5年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第3号)

令和5年12月8日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 議案第45号 令和5年度小布施町水道事業会計補正予算の訂正について

日程第2 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君

監 査 委 員 持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 草間愉佳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

これより直ちに日程に入ります。

◎議案第45号の訂正について

○議長（小西和実君） 日程第1、議案第45号 令和5年度小布施町水道事業会計補正予算の訂正についてを議題にいたします。

町長から、議案第45号 令和5年度小布施町水道事業会計補正予算の訂正の理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号 令和5年度小布施町水道事業会計補正予算の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） 異議なしと認めます。

議案第45号 令和5年度小布施町水道事業会計補正予算の訂正についてを許可することに決定いたしました。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） 日程第2、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 関 良 幸 君

○議長（小西和実君） 最初に、7番、関 良幸議員。

〔7番 関 良幸君登壇〕

○7番（関 良幸君） おはようございます。

それでは、凍霜害対策に支援をとということで質問いたします。

本年4月中下旬の強い寒波による降霜により、農作物に甚大な被害が発生しました。特に果樹の被害が深刻で、地域や畑によっても異なりますが、リンゴなどは生産量が今年の半分以下で、収穫できてもさび果・変形果が多く、正品が非常に少なかったと嘆く人がとても多かったようです。プラムやプルーンはほぼ全滅で、また、今までは霜の被害が比較的少なかった栗も大きな被害を受けたと聞きました。

被害金額は、リンゴ約4,750万円、桃約750万円、梨約350万円、栗約1,300万円で、総額7,163万円とお聞きしました。ただ、これは降霜直後の調査による被害金額で、その後、作物の成長に伴い、被害金額はさらに大きくなったものと思われます。

凍霜害による被害は、程度の差はありますが、ここ数年続いており、農家の皆さんにとっては、これに対する対策が大きな課題となっています。

凍霜害対策の方法としては、防霜ファンの設置、燃焼材による燃焼法、耐寒性の強化、保湿効果のある薬液の散布などがありますが、いずれも施設の設置費用や資材が高額で、万全な対策は取りにくいのが現状です。

防霜ファンは効果が高く、実際、設置してある畑と設置していない畑とでは、今年の実量は大きな違いがあったと聞きましたが、新たに設置するには、畑の形状によっても異なりますが、10アール当たり120万円ほどかかるようです。燃焼材は10アール当たり3万円程度必要で、何回も実施しなければならず、かなり負担が大きいようです。薬液も同様にとっても

高額で、これも数回の散布が必要です。

近年、農薬や肥料のほか、資材などが高騰していますが、それに加えて凍霜害対策費用は、農家の皆さんにとっては非常に深刻な問題となっています。

これらに対し、国は果樹経営支援対策事業の整備事業として、防霜ファンの設置に果樹共済または収入保険に加入していることを前提に、補助率2分の1で支援しています。また、地方自治体においても、長野市では凍霜害による被害を受けた方に、農業経営の立て直しを図るために運転資金、防霜ファン等の設備購入に対し、金融機関と協調し利子補給を行っています。

さらに、佐久穂町では、ふるさとチョイスと共同で、クラウドファンディングで霜被害を受けた果樹農家支援のための寄附を募り、燃焼資材購入等の補助や農家の支援を行っています。

小布施町は農業立町を標榜し、農業は町の基幹産業であることは言うまでもありません。農業経営に大きな負担となっている凍霜害対策に、町としても支援が必要と考えます。

そこで、幾つか伺います。

1つ、防霜ファンの設置を希望する方に対し、国の補助と併せ、町としても補助ができないか。果樹経営支援対策事業から外れる農地に対して、防霜ファンの設置を希望する方への補助はできないか。

2つ、燃焼材や薬液の購入に対し、補助の考えについて伺います。

3つ、凍霜害により大きな被害が出た方に、経営の立て直しを図るためにJAなど金融機関からの借入れに対する利子補給の考えについて伺います。

4つ、佐久穂町のようにふるさと納税を利用し、被害を受けた果樹農家に対し、支援のための制度設計の考えについて伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） おはようございます。

それでは、関 良幸議員の凍霜害対策に対する支援に関するご質問についてお答えをいたします。

ご質問にもございましたが、春先の遅霜による農作物への甚大な被害、さらには夏から秋にかけての日照りや水不足も相まって、大きな打撃を受けられました農家の方々に、まずも

って心からお見舞いを申し上げます。

凍霜害対策に関して4点のご質問をいただいておりますが、関連いたしますので、一括して答弁させていただきたいと思っております。

凍霜害対策については、関係員がお話のように、1つとして、空気を攪拌する防霜ファンの設置、2つ目としまして、火をたいて気温を上げる燃焼法によるもの、3つ目といたしまして、耐寒性のある薬剤等の散布、主には大きくこの3つに分けられると思っております。

1つ目の防霜ファンの設置につきましては、暖かい空気の層と地表の冷たい空気の層を攪拌して気温の低下を防ぐもので、比較的優れた効果が期待されますが、大きな初期投資がかかってまいります。

2つ目の燃焼法につきましては、近年は、燃焼材として暖炉用のまきを用いたり、キッチンペーパーと灯油をペール缶に入れて燃やす方法などがあるようですが、4メートル、5メートル間隔で分散して数多く設置する必要があるとしまして、回数が増えるほど費用がかさみ、また、火を扱うことに対する安全性の担保も求められます。

3つ目の薬剤散布につきましては、霜が降りる前に果樹に散布することで、つぼみや花を被膜で包んで、冷たい空気に直接触れることを防ぐものですが、手間はかかりますけれども、比較的安価に対策ができるとお聞きをしております。

このうち、1つ目の防霜ファンの設置に対する補助につきましては、先ほどのご質問にもございましたし、昨日の村中議員の苗木補助のご質問に対する答弁と同様に、現時点では国の制度であります果樹経営支援対策事業の利用を前提に考えているところでございます。

制度の趣旨からいたしまして、下限面積など一定の要件があるのは当然のこととは思いますが、小布施町の実情とかけ離れているというようなことがございましたら、農家や関係の皆さんから情報を集め、町として別に制度化が必要かどうか研究をしたいと思っております。

2つ目の燃焼材、3つ目の薬剤散布の購入費に対する補助につきましては、これも農家の皆さんあるいは関係機関と協議を行いながら、その効果あるいは需要を見込ませていただきまして、他市町村の事例も参考にしながら、現在行っております新年度予算の編成に合わせて、具体的な制度化について検討していきたいと思っております。

また、凍霜害に起因する借入れに対する利子補給につきましては、JAなどの融資機関に対しまして、県と市町村が協調して利子の助成を行う仕組みがございます。今のところ、対象となる融資の案件の情報はありませんけれども、JAや県など関係機関から情報を、これ

も収集いたしまして、検討したいと思います。

さらに、ふるさと納税についてであります。先ほどお話がありました佐久穂町のようなクラウドファンディングの導入は、今後研究させていただくこととしますけれども、凍霜害対策としまして、ふるさと応援基金の農業振興策への活用については、幅広く積極的に検討していきたいと考えております。

基金の具体的な活用方法について、今回のご提案のほかにも、議員の下に農家の皆さんから寄せられているお声や議員ご自身のお考えもございましたら、お聞かせいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） 宮崎課長も当然ご存じだと思うんですが、中野市では12月定例会で、来春の凍霜害対策支援事業として、散布資材の半額補助、10アール当たり6,000円を限度として総額600万円の補正予算を上程し、可決されました。先ほどの長野市なども含め、各自治体も凍霜害対策には本腰を入れていることが分かります。

今いただいた答弁は前向きな答弁と理解しますが、支援策の策定に当たっては、国の交付金の利用だとか、例えば長野市では防霜ファンの設置補助には、燃油価格高騰対策として地域創生臨時交付金を活用したと担当者の方からお聞きしました。また、先ほど言った佐久穂町のように、言わば外からの資金を活用するなど、財源の確保には工夫の跡がうかがえます。

ぜひ当町でも、これらの事例を参考にして、町の財政負担を軽減しつつ、実のある支援策を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） 今回、凍霜害対策をはじめとしまして、農業振興策に関しまして、多くの議員の皆様からご質問を頂戴しております。関心が高いことでもありますし、影響も高いことだというふうに認識をしております。

防霜ファンの設置に関しましては、要件といたしますが、比較的下限面積のところ引っかかるところが多いようにお聞きをしておりますけれども、これに関しましては、いわゆる農地の集約化の観点からしますと、小さな規模のところ補助をするということに関しては、もう少し検討・議論の余地があるかというふうに考えております。

先ほどお話ありました中野市の事例なども、新聞報道で拝見しておりますので、こういったものを参考にさせていただきながら、今、本年度予算に合わせて検討しておりますけれど

も、時期に関しましては、もし支援の内容が定まれば、補正の対応も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 関 良幸議員。

○7番（関 良幸君） 燃焼材とか薬液の散布の補助に関しては、言わば、あくまでも対症療法の処置になってしまうというふうに思うので、根本的な凍霜害対策ということを考えたときには、やっぱり防霜ファンの設置が一番効果があるんじゃないかと思います。

ただ、防霜ファンの設置も全てやればいいわけじゃなくて、景観の問題なんかもありますし、それらも踏まえて、小布施町の農業、凍霜害に対する対策というものを、やっぱり将来的にどうするのかということも考えていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思います。

温暖化が続けば、今までの農業の基幹だったリンゴは果たして将来にわたって小布施町で作れるのかというようなことまで話がいつってしまうのではないかと、そんなような気がいたします。

ですから、そういうことも含めて、農業委員会などで十分検討、対策や作る作物に対して、農業委員会などで検討を進めていけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） 凍霜害対策に関しましては、防霜ファンの設置というのが非常に有効だということは私も認識をしております。

ただ、先ほど申し上げたような、いろいろクリアしなければならないところもあるかと思っておりますので、議員お話のように、農業委員会はじめ県あるいはJAさん、関係機関の情報も集めますとともに、農家の皆様方のご意見もお伺いしながら、昨日も申し上げましたが、地域計画の策定もございますので、それぞれ農家の地域ごとに、どういった農業を進めるかといったようなことについての検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（小西和実君） 続いて、11番、小林一広議員。

〔11番 小林一広君登壇〕

○11番（小林一広君） 通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

その前に、私、3つ質問を今回するんですけども、昨日の村中 容議員、また、ただ今の関 良幸議員の質問と関連する質問があるので、質問の順序をちょっと変えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小西和実君） 事前に申出がありましたので、許可いたします。

○11番（小林一広君） それでは、質問通告書の中でのふるさと納税の農業関係納付額に対しての補助金制度の検討はということで質問をさせていただきます。

9月会議において改めて、小布施ふるさと応援基金について、農家への還元という質問をさせていただいて、またこの12月に質問させていただくわけなんですけれども、実は9月会議を終えた後に農業委員会の中で、ふるさと応援基金から何か農家への支援に対しての提案が行政のほうからありましたということをお聞きしましたので、その後の進捗状況ということでお聞きしたいと思います。

また、直近11月20日に、ふるさと納税制度の改正に伴い、おぶせファーマーズに対して説明会がありました。その中で、やはり会員の中から、今年の異常気象に対する不安と、ふるさと応援基金に対し、農家が貢献している功績が非常に大きいと。したがって、農家への支援策を考えられないかという質問もありました。

実際、ふるさと応援基金8億数千万円のうちの約8割が農業関係の納税額だというふうに、数字を見させていただきました。そうすると、ふるさと応援基金に対する農家の貢献度というのは非常に大きいわけですね。

そんなことから、昨日の村中 容議員、また今の関 良幸議員の質問も踏まえ、ふるさと応援基金の中というより、実際農家が農産物に対して納税される金額を基に、自由に使える補助金制度、約8割ということは、約6億円になると思うんですけども、そのうちの何割かを農家に対する補助金として別枠で取っていただくような方法が考えられないかということで質問させていただきます。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、小林一広議員のふるさと納税の農業関係納付額に対しての補助金制度の検討はとのご質問にお答えをさせていただきます。

9月会議の小林議員のご質問を受けまして、ふるさと応援基金を活用した農業振興策について、どのようなものが考えられるかということで、農業委員会の総会の際に、農業委員の皆さん及び農地利用最適化推進委員の皆さんにご意見を求めました。その場ですぐに具体的な意見はありませんでしたけれども、後日改めまして、先ほどから出ておりますが、国の制度を補完する意味での防霜ファンの設置に対する補助を検討してはどうかというご意見をいただきました。

また、先月11月の農業委員会総会の際にも改めてお聞きしましたところ、防霜ファンに対する国の補助は面積要件が厳しい。さらには、先ほども言いましたが、燃焼法については費用がかかるので補助をしてはどうかといったようなご意見、さらには、薬剤散布は確実に気温が下がることが分かればいいんだけど、散布しても無駄になってしまうリスクもあるというようなことですか、あと、圃場の気温の低下を感知して何か発信するようなセンサーのようなものを設置できないかといったようなご意見ですとか、さらには、小布施に適した、そういったICTの活用ですとかスマート農業の導入に向けた研究をしてはどうかといったような幅広いご意見を頂戴しております。

また、ふるさと納税にご協力をいただいておりますファーマーズの農家の皆さんからも、凍霜害支援に限らず、農業振興につながる幅広い農家支援へのふるさと応援基金の積極的な活用を求めるご意見もお聞きをしておるところです。

引き続き、農業委員会あるいはJA、県農業農村支援センターなどとも協議をしながら、農家の皆さんのご意見も踏まえて、具体的な農業振興策について、幅広く検討を進めていきたいと考えているところです。

昨日の村中議員、先ほどの関良幸議員のご質問の際にも答弁させていただきましたように、予算編成に合わせまして、実現可能なところから制度化を図っていく所存であります。

繰り返しになりますけれども、農作物被害への対応はもちろんですが、かねてから課題となってます遊休農地の抑制・解消、農業後継者確保のための帰農者等の支援、栗をはじめとした農産物ブランドの保持、土地改良施設等の維持・更新など、農業振興策にはふるさと応援基金を積極的に活用していきたいという、そういった姿勢に変わりはありません。

基金の具体的な活用方法について、今のご提案もそうですが、ほかにも議員の下に農家の皆さんから寄せられているご意見ですとか議員のお考えも含めて、引き続きお聞かせいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 私が申しているのは、ふるさと基金の活用ということではなくて、あくまでも農家がふるさと納税に対して貢献している貢献度から、納税された金額の何割かを農家が自由に使える補助金制度、補助金として確保できないかということですね。

9月の一般質問でも質問させていただいたんですけれども、基本、ゼロカーボン政策に対して約4,400万円ほど、ふるさと応援基金から使われております。その都度検討するのではなくて、あくまでも農家はその年々の変化に対して対応できる、農家が使える補助金ということで確保できないかということをおしは求めております。

一つ、ここに例があるんですけれども、実はこの10月末から、11月1日、2日と、議会のほうで広島、岡山と視察に行かせていただきました。その中で、吉備中央町を視察しましたところ、吉備中央町では「頑張る農家応援事業補助金」という制度があります。これはどういものかと確認しましたところ、農家がふるさと納税に対する貢献度が非常に高いと。だから、農家としての獲得されたふるさと納税から、一部を農家が使える応援事業補助金として確保しているということでした。

ぜひ小布施町も、そういった前向きな農家の全体的な支援に向かう補助金制度、常に用意していただければと思いますので、ご答弁のほどお願いします。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） ふるさと納税に関しまして、議員のおっしゃるとおり、目的としましては、農産物を返礼品としてお求めになる方が非常に多いというのは承知をしております。

ただ、ふるさと納税の納税の際の使い道というところがございまして、そちらを見ますと、町で自由に使っていいよというのがかなり多いところを占めておりまして、農産物のブランド化をはじめとしました産業の振興にということで、そういう目的で頂いているものは7,000万円程度ということは承知をしておるところでございます。

目的からしますと、目的に応じた使用というものを考えていくというのが原則だとは思いますが、議員のご提案を踏まえまして、検討はしてまいりたいと思っております。そして、ふるさと納税、ふるさと応援基金の使い道としましては、現段階では、より具体的な支援策を構築しての支援というふうに、基本的には考えているところでございます。

議員のご提案は恐らく、もうちょっと自由に柔軟に使える、ある意味プールされた補助金制度というふうにイメージされているというふうに認識しておりますが、今ご紹介いただき

ました吉備中央町の取組など参考に、どのような対応が可能かどうか、研究は進めてまいりたいと思います。そのように考えております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） プールした中でというよりも、具体的な支援策を構築して対応するという今ご答弁でしたけれども、今年状況を見て、町はどのような対応を取っているんですか。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） 現段階で具体的な施策をお示しできていないのは、大変申し訳なく感じておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、どのような形のものが実際に農家の方々に支援策として適したものになるのかどうか、今研究を進めているところでございます。その中で、より早い具体化を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

町では今、環境省の補助金を申請しまして、5年間に及ぶゼロカーボン政策が始まっております。この11月24日にも、フラワーセンターにおいてバイオマスボイラーが入りまして、その視察もさせていただきました。また、チップを作る現場も見せていただきました。また、今、町政懇談会の中で、町の重要な報告の中でこの政策が発表されております。

そういった中で、今、一般住宅に対しましても、太陽光発電の積極的な導入の補助金制度も繰り返し行われております。少しずつ形は見えてきているんですけれども、この5年間で、最終的にどのような形で政策が完結するのかお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、小林一広議員のゼロカーボン政策の進捗状況はというご質問にお答えをいたします。

一部、9月会議の中で福島議員の質問に答弁をしました内容にも重なる部分がありますが、ご了承いただければと思います。

町では、令和4年度に町の環境政策に係る総合的な計画として、議員からもご指摘ありま

したとおり、環境グランドデザインを策定したところです。

計画の中では、2030年度末の時点で2013年度比で50%の温室効果ガス削減を、また、最終的には2050年度にゼロカーボン、すなわち町から排出される温室効果ガスが実質ゼロとなる状態を目標として設定させていただいております。

各排出領域、それぞれ排出元となっている領域で、この目標を達成するために取り組むべき具体的な施策の方向性については、かなり机上の部分もありますけれども、一定程度整理ができていくということで、こういう方向に行けばいいということの整理はできていますが、その推進に係る財源の問題、また組織体制の問題、かつ、また社会実装における技術的な課題などの理由により、現実的かつ網羅的な施策を実際に施策としてお示しして展開するということまでには至っていないという状況です。

現時点においては、温室効果ガスの排出量への貢献度や事業の取り組みやすさ、また、町民の皆さんにとってのメリットの大きさ、また公の部門から率先的に行動するというような、そういう優先度の視点から優先順位を設定させていただきまして、全体の温室効果ガス排出量の約3割を占める電力分野における排出削減、また、先ほどバイオマスの関係のこともご紹介いただきましたが、全体の4分の1を占める熱利用分野の灯油やガス利用の脱炭素化に向けた取組、こちらを優先的に実施をさせていただきまして、各種補助事業や実証事業を通じて、着実にゼロカーボンに向けて一步一步進めているというふうな段階だというふうに認識をしています。

現在の進捗状況についてのご質問につきましては、議員からもご指摘がありましたとおり、まず住宅分野での電力由来の温室効果ガスの排出削減を図るということを優先課題にしまして、屋根上太陽光発電と蓄電池の一体的な設置に対する補助制度を今年度より創設し、実施をしているところになります。この補助制度を通じて、今年度も含めて今後5年間で、町内の住宅約420軒への新規設置を進めることを目標にしております。

なお、2030年の温室効果ガスの削減目標達成に向けては、前回の答弁でも申し上げましたが、この数を上回る発電設備の設置・普及が必要であり、具体的な方法論について、現在検討を進めているというところになります。

また、創エネ策、電気をつくるということと並行して、住宅における省エネの推進にも取組を進めておりまして、昨年度より、家庭での電力消費量の中で10%前後を構成するような主要な電力消費源となっているエアコンや冷蔵庫などの家電について、省エネ性能の高いものへの買換えを行った方に対して補助を行っているという状況です。

今年度は、対象となる家電を拡大して実施をしております、具体的にはテレビとかLED、そういったものに対しての補助も拡大して行っております。

また、先ほど申し上げたとおり、公共部門から率先行動が必要だということで、公共施設の脱炭素化に向けては、主要な公共施設におけるLED化を今後5年以内に順次実施をしまして、特に高圧の施設に関しては全て実施をしていきたいというふうに考えておりますが、省エネの推進というものをまず図っていくとともに、次年度以降に町役場庁舎をはじめとした主要公共施設における太陽光発電及び蓄電池の設置を順次進めまして、防災対策と併せた脱炭素化の推進に取り組んでいきたいと考えております。

なお、一般の民間の事業所における電力分野の脱炭素化に向けては、現在、具体的な補助制度等の施策展開というものが図れていないというのが実情になります。これは本当に財源の問題等もありますので、先ほど課題に挙げた住宅分野の脱炭素化と併せて、さらに具体的な検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、熱利用分野の脱炭素化に向けては、住宅や事業所における暖房設備の脱炭素化というものが非常に有効でありますけれども、具体的な施策の方向性としては、断熱性能の向上として、そもそも暖めなくても済むというか、そういったものがまず一つ、2点目としては、まきやペレット等を活用したボイラー、ストーブの導入促進、燃料を脱炭素化していくということが考えられます。

また、現時点での移行期の対応としては、相対的に温室効果ガスの排出量が少ない都市ガスへの利用転換も、一つの方向性として考えられるのではないかとというふうに考えております。

このうち、ボイラーやストーブの脱炭素化に向けては、まきやペレット、木質チップなどの燃料をどのように安定的に供給していくのかという燃料供給体制の構築が重要な要素になると考えております。

まきについては、長野市を中心とする連携中枢都市圏の共同事業として、昨年度より農家の皆さんと、まきストーブユーザーのマッチング事業というものが行われておまして、町内でも幾つか、マッチングの事例というものが既に進んでいると伺っております。

しかし、なかなか町としてPRがしっかりできていない部分もありますので、今後さらにPRを行いまして、町内での活用事例の増加を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

ペレットストーブについては、以前、竹内議員からのご質問もありましたけれども、県が

取り組んでいる補助事業がありまして、町が間接補助等の仕組みということもありますので、町としても、これを活用した補助事業の創設について検討していきたいというふうに考えております。

公共施設や民間の事業所における小型の業務用ボイラー設備の脱炭素化については、先ほど議員からありましたとおり、現在、町の公共施設であるフラワーセンターで、木質バイオマスボイラーの実証事業というものを開始させていただいております。先月から稼働を開始していきまして、様々な課題を一つずつ潰しながら取り組んでいるというような状況です。

こういった実証事業を通じて、ボイラーの有効性や燃料供給体制の構築を、なかなか町内だけではできないと思っていますので、須高地域全体で検討しまして、持続可能な取組として横展開できるように取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、先月11月22日に長野県の環境部のほうから、2030年60%削減に向けたロードマップというものが初めて公表されまして、県としても具体的な目標達成に向けた、政策レベルでの方向性というものが初めて示されたところです。

内容を見ると、非常に厳しい目標だというふうに感じていますがけれども、町でもこのロードマップを一つの参考としまして、政策分野全体における施策展開について議論を深め、議員をはじめとする住民の皆さんや事業者の皆さんと、できる施策の方向性について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） この補助金を獲得したときから、非常に前向きな体制、行動に移っているということで、私は非常に感心しております。また注目もしております。

県の新しい方針も出たということですがけれども、やはり数値的な温室効果ガスの削減というだけでなく、これが実現された暁には、地域経済に対する貢献度は非常に大きいと思うんですね。なもので、やはり近隣市町村の連携というのも当然必要なんですけれども、小布施町は独自に自然再生エネルギーの利活用は積極的に進めるべきと考えます。

昨日ある会合で、自然電力の磯野さんに久しぶりにお会いしまして、磯野さんのほうからエネルギー会議という言葉が出まして、そんな時期があったんだなというふうに懐かしく感じておりました。そのときもそうなんですけれども、やはり町内から出ていくお金というのは非常に大きいわけですね。それが結局、大手電力会社だけにいくんじゃなくて、その先はどこかという、結局海外にいったちゃっているわけですね。

やはり地元の政策がしっかり実現することによって、電力会社を通じて海外にいくんでなくて、町内に回るという可能性が非常に高いということも、エネルギー会議のときに議論していた内容であります。ですので、50%また60%削減目標は、当然それは一つの目標なんですけれども、やはり小布施町町内の経済効果というものもしっかり頭に入れて、政策をどんどん進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問にお答えいたします。

まず、この分野に対する議員からの非常に前向きな応援というかお言葉に感謝を申し上げます。

今、議員からご指摘があったとおり、当然、電力というかゼロカーボンの分野、その中で、電力であるとか熱利用の分野から優先的に始めているという背景には、やはりこの分野が地域の経済的な部分に非常に大きな影響がある、それは施工という建築的な部分もそうですし、実際に電力価格の低減であるとか、そういった部分も含めて、一般の住民の皆さんであるとか事業者の皆さんに対しての経済的な効果も含めて、また非常に高い領域であるというふうに考えております。

それを地域の中にどのように残して還元していくのかというのも一つの大きなテーマということで、これは一つの側面として、経済対策であるということも大きいと認識をしながら取組を進めております。その視点も非常に重視しながらやっていきたいというのが1点ございます。

一方で、一部の領域に関しては、やはり政策を実現していく上では、一部広域で取り組まなければいけない部分というものも必ず出てくると思っておりまして、例えば熱利用の分野、チップを作るとか木質資源を利用するという中では、町内の資源を最大化することだけではなかなか難しい部分も出てくるものについては、経済的に一体の地域と連携して、前向きに取り組んでいくということも必要になるかなと思っておりますので、政策分野ごとにどの領域の中でやっていくのかということをしっかり見定めながら、経済対策という側面も忘れずに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） それと、今回申請している補助金は、重点対策加速化事業補助金でよかったです。

私も環境省の補助金には非常に興味がありまして、見ていたんですけれども、防災・減災の補助金が、基本的には今ないですかね。ホームページを見たら、平成31年とかというふうになっていたんですね。それで、その補助金があるときに、小布施町もその補助金を獲得したほうがいいんじゃないかということで、再三提案はさせていただいたんですけれども、なかなか実現には至らなかった。それを近隣で獲得したのが、高山村の庁舎なんです。

5年先、基本的に庁舎にも当然太陽光を入れていきます、それなりの公共施設の改修をして、5年後に想定される姿というものが、はっきり言えないとしても、理想的なものとして答えられるのであれば答えていただきたいというのと、昨日、田中議員のほうからも、議場のエアコン、冷房施設ということの質問もありました。

以前、防災・減災の補助金の中には、かなり空調の設備まで潤沢に補助が出ていたかと思えます。最終的に5年後に、そういった形の空調設備までもこの補助金の中で使うことが可能なかどうか。5年後の姿を、理想でいいので、お答えいただければと思います。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問にお答えをいたします。

5年後の理想的な姿が、財源の裏づけがない中で、ちょっと私のほうから申し上げることは、今現状難しい部分ではありますが、重点対策加速化事業の中で描いている理想というか到達地点としては、先ほど申し上げたところと重なる部分もあるんですけれども、やはり主要な公共施設、特に防災として優先度の高い指定避難所であるとか、こういう中枢の防災対策の拠点になるような施設に関しては、太陽光と蓄電池というものがしっかりと設備されていて、停電等のことがあった場合にも、一定期間その機能というものが、いわゆる発電機だけではなくて、持続的な形で継続できるような体制をつくっていきたいと思っており、取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、もう一つは、やはり自治会の公会堂等も含めた地域の拠点というのが非常に重要になってきますので、そういった施設も含めた防災対策としての太陽光などの設備についても、一定程度方向性の中に含んで、重点対策加速化事業の中で盛り込んでおりますので、そういった未来像も描いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど防災・減災の補助金のお話がありましたけれども、やはり議員ご指摘のとおり、平成30年前後で補助金として出ていたものというのは、非常に今出にくい状況になっておりまして、例えばLED化に関しても、なかなか有利な補助事業というものは取れないという状況で、今回の重点対策加速化事業の中では、まるっと全体として申請することで、一部LED

D化に対しても補助2分の1を認めてもらっているということで、そういうのも狙ってこの事業を取らせていただきました。

また、現時点では、補助金というよりは、どちらかというと緊急防災・減災対策債という、緊防災と言われる100%が充当率になっていて、そのうち70%が交付税措置される財源というものが、令和7年度までという時限的なものなんですけれども、事業としてございまして、防災機能の強化等に対して積極的に使えるものになっておりますので、今後こういったものを有効に活用できるかどうかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） インバウンドの入り込みが、かなり顕著に各地方で表れております。当町の対応の現状ということで質問させていただきます。

コロナの感染という不安が世界的に取り除かれ、急速な円安も進んでおります。その中で、やはりインバウンドの入り込みが急増しております。

私の今入っている情報というか話では、かなり冬場にオーストラリア系のインバウンドの方が入り込むという話を聞いております。その対応は、今パニック状態だとのこと。

最初、大体12月中旬から3月中旬頃までの期間を想定しているらしいんですけども、コロナ感染が収束した途端に5万人ほどの申込みがあったと、その対応に追われていると。ところが、まだその数が増えているという情報が入っております。

そんな中で、今、小布施町のインバウンドの対応は、今見てみると、どうしても駅前の文化観光協会の対応しか見えない。そうなると、実際、全体的な小布施町のインバウンドの対応、どのように考えているのか、お答えしていただければと思います。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、小林一広議員のインバウンド対応の現状についてのご質問にお答えをいたします。

町内の外国人の方々の入り込みについて、全数の把握というのはしておらないんですが、先ほどもお話がありました小布施文化観光協会による小布施の駅舎内の総合案内所に来られた外国人旅行者の数の集計によりますと、平成30年度の2,691人、これをピークに、新型コロナウイルス感染症が拡大してからは減少傾向となりまして、令和3年度には70人まで減少しております。

令和4年度には、コロナの水際対策が緩和されたことで増加に転じて579人となりまして、令和5年度においては、11月末までになりますけれども、1,000人を超える方が案内所を訪れているということで、町中を見ておりましたも多くの外国人旅行者をお見かけするように感じますし、今後さらに増えていくことが予想されます。

こうした中で、観光協会では外国人旅行者への対応といたしまして、総合案内所における英語による案内はもちろんのことですが、北斎や鴻山、栗に代表される菓子類、地酒、農産物など、町固有の魅力を英語でお伝えするまち歩きガイド事業を行っております。

また、多言語に対応した観光パンフレット、そのパンフレットのダイジェスト版、そして観光マップ、こういったものを作成いたしましたり、町内の事業者の皆さんが外国人旅行者の方々とコミュニケーションを図るための接客業のための小布施英会話帳というものを作成いたしました、活用していただいているところです。議員ご指摘のとおり、観光協会を中心に、こういったような活動をしているというのが現状でございます。

さらに近年は、普及が進んでおりますSNSを活用しまして、北斎館や岩松院の情報などを英語で発信する取組も始めましたし、また、本年10月ですが、小布施見にマラソンの取組などが評価されまして、持続可能な観光の国際的な認証団体が行う表彰制度であります世界の持続可能な観光地トップ100選、これに選出させていただいたところです。

小布施町に国内外から多くの来訪者の方をお迎えするポイントの一つであります葛飾北斎、これは、海外における評価が非常に高いというところはよく知られていることではありますが、さらには、質の高い農産物や栗菓子などの加工品、洗練されたスイーツやグルメ、美しい田園風景や花で彩られる町並み景観、伝統的で豊かな生活文化など、小布施特有のすばらしい数々の宝が町には多く存在すると考えております。

このように、ここに暮らす私たち町民が豊かで心地よいと感じられる地域の魅力を、来訪者の皆さんにじかに感じていただくことが大切であるというふうに考えております。

現時点では、先ほどご指摘ございましたとおり、改めてインバウンドに特化した事業は、大きく推進するという形にはなっておりませんが、先ほど申し上げました町が持つ本来の姿を大切にしながら、さらに磨きをかけまして、来訪者の皆さんの期待に応えられる現実的な対応策は何か、お困りのこともいろいろお聞きをしておりますが、現実的な対応策というのはどういうものなのかといったようなことを、観光協会あるいは事業者の皆さんなど関係の皆さんと共に考えて、町全体で受入れ体制を整えていかなければいけないと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） インバウンドに対する特化した事業は、特に今やっていないということでございます。本来の姿を大切に、さらに磨きをかける、受入れ体制をそろえていくという、どうしても今ある体制で待っているという姿のほうが強く見えちゃうんですね。

東京オリンピック招致のときに、滝川クリステルさんが「おもてなし」という言葉で招致を決めたときに、亡き市村良三町長は、おもてなしって小布施の言葉だろうということ非常に憤慨しておりました。やはり小布施がおもてなしの一番トップなんだということ自負しておりました。

また議員の視察の中でも、広島県府中市のおもてなしトイレということで視察もさせていただきました。今まである地域の資産、材料、宝が、やはり表に見えていないという後発的なことから、積極的に市は、受入れ体制を整備しているというのがよく見えました。

では、小布施町はどうなんだろうという、つくられたものにただ満足しているような節がどうしても見えちゃうんですね。そういった観点からも、やはりインバウンドだけでなく来訪者に対する、おもてなしを大切に受入れ体制を、今度こうなりましたからぜひ小布施へ来てください、今度こんなことをやっていますのでというような積極的な姿勢も、これからは必要かと思えます。

待ちの姿勢ではなくて、攻めの姿勢の感覚がもしおありになりましたら、お答え願えればと思えます。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） インバウンドに関して、一般的なお話になってしまいますけれども、対応といたしますと、デジタルサイネージですとか看板表示などによりまして多言語対応していくようなことございまして、また、キャッシュレス決済の推進ですとか、あるいはW i - F i 環境を整えるといったようなことがよく言われます。

そういったようなことに関しましては、表示につきましては、今まで私たち小布施町が大切にしてきた景観とか、そういったものに配慮というようなところの注意が必要になってくるとか、あるいは、様々なシステムの導入ということになりますと、事業者の方々の様々お手間とか負担とかも増えてくるかと思えます。

そういったところは、実際に事業者の方々あるいは観光協会の方々とも話をして、どんなふうに求められているのかというようなものを含めて、検討してまいらなければならないな

とっております。

加えまして、観光協会あるいは事業者の方とお話をしている中で、英語はある程度対応できるんだけど、そのほかの言語の対応が難しいというような、そういった課題をお聞きしておりましたり、あるいは外国人の来訪者の方々が、町の中心部だけではなくて町の周辺部に出向かれて、それこそ昔ながらの田園風景だったりとか、体験だったりとか、寺院ですとか、そういったところに関心を持たれるお話ですとか、あるいは、私も雁田山登山道を外国人の方が歩かれているというようなところも目にいたしました。

だから、そういったようないろいろな可能性、確かにあると思いますので、そういったものの発信も含めまして関係の方と協議をしてみたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） いろいろご答弁ありがとうございます。

改めて、インバウンド含め、また、おもてなしという小布施の本来の姿を大切にすることによって、町長として、そういった対応について、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 小林議員のご質問にあります、インバウンドも含めた、国籍問わず、特に外へ小布施町のよさをどんどん発信していく攻めの姿勢が必要という、確かにご指摘のとおりだというふうに思っております。

今、例えば「おぶせじん」であるとか、いろんなSNSも含めた情報発信、それから、例えば先日東京で行われましたマルシェ、これは、今までの農産物以外にも、小布施町の加工品でありますとか、北斎館の紹介でありますとか、小布施町の紹介というのを広げた形で展開しております。こういった形で、やはり小布施町として、外にこれから出ていくということは、これからどんどん力を入れていくべきだというふうに思っております。

また、小布施町にいらっしゃるときに、やはり小布施町っていいねというふうに思っただけのような、これは特にハードの部分、ソフトの部分両方ございまして、例えば今の計画、ちょうど北斎館周辺の再開発でございますとか、そういったことも含めまして、来ていただいたときに満足できるように、これをまた順次進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 山 崎 博 雄 君

○議長（小西和実君） 続いて、3番、山崎博雄議員。

〔3番 山崎博雄君登壇〕

○3番（山崎博雄君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

役場職員の人事異動の基準と人員配置について。

最初に、職員の人事異動の基準について伺います。

一般的に公務員の人事異動は4月に行われ、事情によってはほかの月で行われる場合もあるようですが、基本的には年に1回、4月に行われることが多いと言われていました。

公務員1人当たりの人事異動の頻度は、2年から4年程度ごとに1回が多いようですが、公務員における人事異動の目的には、特定の個人や団体との癒着防止のため、様々な業務を経験するため、各家庭の事情を考慮するためと言われていました。

人事異動の協議については、毎年、新規採用者の内定状況や退職者の人数、各課の人数などを把握し、それに合わせて異動対象となる職員を決定しており、2年から4年程度のペースで異動があるため、同じ部署に勤務している年月が長い職員が異動対象になる可能性が高くなります。

小布施町の人事異動の基準についてお伺いします。

小布施町においては、過去、その業務を長期に担当または在籍する職員が多く見受けられました。また、その職員のスキルに頼っているため、異動が行われず、その職員しか業務が分からないような状況をつくり出していたように思います。その結果、職員異動の停滞から若い職員が育たなく、異動経験が不足した上司によりその業務が分からず、結局その担当職員の負担が増すばかりで、最後にはその職員が体調不良に見舞われる悪循環が生じる現象があったのではないのでしょうか。

住民サービスについては、本来、異動に伴う停滞は許されるものではないと思います。住民の皆さんからは、前任者の担当はよくやっていたが、異動に伴い、どうもうまいかないというご意見をいただくことがあります。また、前任者を元の課へ戻してほしいという声さえ聞こえてきます。

これは組織で業務を行っていない証拠で、職員のモチベーションの低下につながり、原因を後任者の職員に押しつけることはなかったでしょうか。やはり、それでは職員が育つことはないと思われま。そのときだけの対応で人事異動を怠ると、組織でその業務を行うことができず、結果、住民サービスが停滞するのではないのでしょうか。しまいには、職員自身が大きな問題に巻き込まれることになると思われま。

このような悪循環の問題は、1年や2年の間に生じた要因ではないと思われま。今回、職員の自死問題報告書でも、町長は職員が幸せに働ける環境づくりをうたわれていますが、職員の人事異動の基準はどのようになっているのか、私が上述した内容を踏まえ、ご答弁をお願いします。あわせて、職員の異動基準を明確にするために、一般職員の人事異動実施基準を作成する必要があるのではないのでしょうか。

続きまして、役場職員の人員配置についてご質問させていただきます。

人員配置とは、庁内の人員を適材適所に配置し、業務の効率化や最適化を図るための人事マネジメントの一つです。人事配置は、職員一人一人の能力を見極めつつ、住民サービスという役場組織の目的達成をするための有効な手段・方法です。

人員配置の最大の目的は事業計画の達成で、組織が自ら設定した事業計画を余すことなく達成するために行い、組織のポテンシャルや適性、経験などを踏まえて、適材適所を実現しなくてはなりません。

この人員配置については、幾つかのケースが考えられます。慢性的人手不足の職場に余剰人員がいる比較的余裕がある職場から異動を行う。新規事業や課題を抱えた部署へ優秀な職員を配置転換し、成果創出や課題解決を行う。事業の縮小により人員配置削減のかじ取り、以上のケース項目により、人員配置は組織が自ら設定した事業計画を達成するための人材活用戦略の一つで、戦略的な人材マネジメントとされています。

そして、もう一つの目的は、職員の人材育成です。新しいスキルや経験を獲得する必要に迫られた職員にとって、新しい配置先は新たな能力開発を行う育成の場となるのです。ジョブローテーションといった人事施策は、この側面を利用したもので、人員配置は、環境を変えることで個人の新たな能力開発という人材育成を実現させる効果を発揮させるものと言われています。

つきましては、小布施町職員の人事配置についてはどのような基準で行っているか、次の点を伺います。

小布施町のように100人規模の自治体職員は、一つ一つの量は少ないけれども、1人で担

う業務範囲が広く、例えば30人ものスペシャリストがいたら、硬直して組織が回らなくなってしまう現象が生じてしまいます。

実際に、127名の職員のうち、保健師や保育士などの資格を持つ職員を除く一般職の職員は限られた人数になります。また、その中で事業の停滞を危惧する理由で固定化された人事を行うことは、組織の硬直化につながり、中途半端なスペシャリストの人材をつくってしまうため、結果的に職員本人及び組織活性化のマイナスにつながってしまうのではないのでしょうか。

小規模自治体ならではの人員配置を常に念頭に置くべきですが、どのように考えているか伺います。

先ほども申し上げましたが、小布施町は長野県で一番の小規模自治体であります。県や市などと比較して、職員数は限られた状態です。業務を行う中でも、やれることとやれないことがあり、業務の優先順位をしっかりと見極めなくてはなりません。

コロナ禍の事業など、国や県と連携して行わなければならない町の事業は多大なものがあります。また、町民からの要望にも応えていかなければなりません。そして、時の政権が唱える事業を具現化していかなければなりません。そのような中で、その時々に応じた人員配置を柔軟に対応していかなければならないと考えます。

実際の現実を見ると、今ここで人員配置をしなければならない状況下において、職員の異動が行われず、その結果、職員の体調管理に影響が生じる場面があるのではないのでしょうか。あわせて、人員採用の抑制も行う中で、職員のモチベーションも低下していったのではないのでしょうか。

人材と業務と事業の優先順位を小規模自治体としてしっかりと見極め、かじ取りをする必要があると思います。お考えについて伺います。

人員配置後における職員の事務引継ぎについて伺います。

本来、担当業務は組織で行うべきと考えます。複数担当制など、その1人の担当者だけが請け負うものでなく、担当者がいなくてもその業務が回るようにしておかなければなりません。ところが、昨今、人事異動等の停滞から、スペシャリスト的な職員養成になり、前任者がいなくなるにより業務が停滞してしまう状況が見受けられます。その原因については、事務引継ぎにも課題があるのではないのでしょうか。

本来、引継ぎ後2日以内に事務引継書を提出することになっているのですが、事務引継書の内容や提出について、上司及び職員担当課の総務課においてチェックはされているのでし

ようか。また、引継ぎ後において、分からない面などの職員へのフォローはどのようになっているのでしょうか。

上司が担当になった職員の状況を把握して、事務の進捗状況や相談に乗るとか、一緒になって前任者と話を聞くという細かい心遣いをするべきと考えます。やはり組織で引継ぎの状況を把握しておくべきと考えます。ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

〔副町長 新井隆司君登壇〕

○副町長（新井隆司君） それでは、山崎議員の役場職員の人事異動の基準、また人員配置、引継ぎ等に係るご質問に順次お答えしたいと思います。

最初に、職員の人事異動の基準についてお答えします。

町では、人事異動に係る一定の方針を職員に事前に示し、計画的な人事異動を組織文化として定着していくことを目的として、令和3年度より、組織編成や人事異動に係る検討を始める際に、組織編成と人事異動に係る実施方針を職員に文書で示しております。

この実施方針では、自己申告書や各所属の状況、人事評価等の結果を活用し、適材適所の人事異動を行うこと、原則として主事・主任については配置3年目、主査以上については4年を目安として人事異動の対象者とする、また、特に5年を超える職員は、特別な事情がある場合を除き優先的に人事異動を行うことなどの基準を示しておりますが、業務継続に問題が生じる場合には、この限りではないものとしております。

また、人事異動の実施時期につきましては、年度が切り替わる4月を基本としておりますが、業務の継続性などを考慮して7月や10月など年度の中途に実施することとし、状況により柔軟に対応しております。

この方針につきましては、毎年若干の改定はあるものの、議員ご指摘の人事異動の実施基準に類するものとして位置づけており、現時点では、新たに基準として作成する予定はございません。

続きまして、小規模自治体ならではの人員配置についての考えについてはどうかというご質問でございます。

町村のような基礎自治体においては、人口規模が小さい町村においても、長野市や須坂市など職員数の多い自治体と多くの分野で同様の業務を担わなければならない状況があります。よって、小さな町村では、必然的に1人の職員が担う業務の範囲は広くなる傾向があります。

このような状況の中で、確実に業務を行い、住民の皆様にサービスを提供していくために

は、担当職員以外の職員でも対応できる体制づくりや、そのためのマニュアル整備、確実な引継ぎの実施、引継ぎ後の業務サポート、上司による日常的な業務マネジメントなどが重要と考えております。

一方、近年は業務の複雑化が進んでおり、高い専門性を求められる業務が増加していることから、専門職員の必要性も高まっております。議員ご指摘のとおり、専門職の職員の配置数が多くなることで、職員配置の柔軟性が確保しにくくなるという課題もございますが、専門性の高い分野を一般職員がカバーすることは困難であり、土木技師、保健師、社会福祉士などの一定の専門職を確保していくことは不可欠であると考えております。

この専門職の職員についても、人事の固定化を避け、行政職員としての知見を広げるため、他機関との職員の相互派遣や他部署での業務経験なども検討を実施してまいりたいと考えております。

なお、事業分野によりましては、専門人材の希少性から職員配置が困難であるものもあり、これらの分野では、専門的な事業者への外部委託や大学等の専門機関との連携などを行っていくことで対応してまいりたいと考えております。

続きまして、小規模自治体としてしっかり見極め、かじ取りをする必要があると思うかどうかというご質問でございます。

議員ご質問のとおり、限られた財源や人員の中では、業務の取捨選択や優先順位に意識的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。一方で、小布施町のような基礎自治体は、最も住民に近い自治体として法令等で義務づけられた事務事業が多く、その抜本的な見直しが難しい面もございます。

また、法令等の義務づけがない町独自の事務事業は、町の特徴を生み出す領域でもあり、その見直しにおいては、事業の目的や目標と手段としての事業の有効性を十分に検討していくことが求められます。加えて、近年は災害や新型コロナウイルス対応など、突発的な業務が増加していることに加え、個別対応が必要な案件が増加している状況もあります。

このような状況の中でも、住民サービスの維持・向上と職員の負担軽減を両立させていくために、義務的な事務事業につきましては、業務フローの見直しやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、不断の業務改善に努めるとともに、町独自の事業についても、その必要性や優先順位を十分に検討し、事業効果を踏まえた不断の見直しに努めてまいります。

また、新たに対応しなければならない業務が発生した場合には、理事者や管理職のリーダー

ーシップの下、業務の優先順位をつけることや、担当課や担当係を越えた業務負担の分散化にも取り組む必要があると考えております。

なお、ここ数年、年度途中での職員配置や人事異動についても、必要性を確認の上、積極的に取り組んできております。今後も、業務が現在の体制でカバーし切れない状況が生じた場合には、可能な限り速やかに人員配置の見直しを行うなどの取組を進めてまいります。

続きまして、事務引継書に関するご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、事務事業の円滑な引継ぎは、職員の職場環境や住民サービスの維持・向上にとって重要であると考えております。町では人事異動内示の際、異動前に業務を担当していた職員には、異動後も引き継いだ職員のサポートを行うよう指示しているところ です。

令和4年度からは、人事異動後の引継ぎ状況について、総務課で提出がされていない職員をチェックし、必ず提出するように促していますが、引継ぎ内容の充実度については、まだばらつきがある状況です。このような問題意識から、今年度より引継書やマニュアルの作成に本腰を入れて取り組んでおり、9月には外部講師を招き、2日間にわたり研修会を開催したところです。

この研修を踏まえ、今後、統一的な基準に基づき引継ぎやマニュアル作成が進むよう、全庁的な方針を示して取り組むとともに、作成したものは共有サーバーに保存し、ノウハウの蓄積を図っていく予定です。

また、議員ご指摘のとおり、異動後のサポートが大事であり、引継ぎを受けた職員には上司や引き継いだ職員によるサポートを重点的に行うよう、理事者・管理職による目線合わせを行い、組織一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） 2点ほど再質問させていただきます。

昨年の6月会議においても、中村議員から人事異動に関する質問があったと聞いております。先ほどの答弁内容に、そのときの人事異動の実施基準は既に作成済みということで、当時の中村議員への答弁でも職員に示しているということですが、どのような方法で示しているのでしょうか。

過去においては、私の記憶では、人事異動の内示後に改めて異動方針が示されていたように思います。ただ、内容については、どうしても事業の進捗に関するものが多く、先ほどの

人員配置でも質問したのですが、ジョブローテーションという職員の新たな能力開発を行う育成の場ということが職員一人一人に伝わっていきなく、その結果、職員のモチベーションの低下につながる要因にもなっているように思います。

直属の上司にも相談して、人事異動及び人事異動を行っていると思うのですが、上司からも異動基準が示されなく、その職員が期待されているかどうかさえ、疑心暗鬼につながることはないでしょうか。そのようなことがないように、丁寧な説明ができるように、人事異動方針の伝え方を検討していただきたいと思います。

また、時の政権において、どうしても町民の声を聞く機会から、異動を憂慮してしまうことが考えられます。町民の皆さんにも人事異動方針を示していただき、職員の育成にはやはり人事異動が必要だということを理解していただくことが必要と思います。

先ほど、私の一般職の人事異動実施基準の作成の質問にはそのような意図があり、時々で人事異動方針が変わることがないように、基本的な部分は変わらないようにしていただきたいという思いがあります。

全国的には、例規集にあえて一般職の人事異動実施基準を掲載し、ホームページなどで誰でもいつでも閲覧できるようにしているまちもあります。小さな町ほど人事の固定化につながりやすいことから、町民の皆さんが理解を得られる方策を検討する必要があるのではないかと思います。ご答弁をお願いします。

2点目として、人員配置後の異動後の職員の対応について質問させていただきます。

事務引継ぎを理由とする住民サービスの低下については許されないと思います。しかしながら、職員の力量及び経験年数により、どうしても差が出てしまうことは致し方ないと思います。

特に福祉関係などは、福祉制度を覚えるだけでなく、非課税世帯・均等割世帯などの税の制度等を覚える必要があり、最近では税の仕組みを知らなくても、電算システムにより資料が出来上がります。ただ、窓口業務などにおいては、どうしても住民の方たちから、福祉関係だけでなく、その仕組み、税について質問される場合があると思います。

異動後の職員は、大変なプレッシャーを感じる場合があります。そのようなことがないように、庁舎内で基本的な事項の研修会を開催する必要があるのではないのでしょうか。

昨今では24人もの新規採用者があり、異動課に限られた職員も多く、課を越えての基本的な事項の職員研修を実施する機会を設けるべきと思います。実際の方法として、講師は担当課の課長、係長の職員が自ら講師となり、経験年数が浅い職員を対象に、それぞれの課の基

本的な部分について実施するべきと思います。

例を挙げると、住民税と固定資産税、個人情報保護、公文書管理、財務規則、教育委員会の事務組織、農業委員会による農地の転用等の許可、都市計画法による開発行為の制限、水道事業、防災における職員の行動、議会の概要などが考えられます。

過去の異動の停滞や職員のスペシャリスト化など、あまりにもいろいろな事業を少ない人数で進めてきたことから、役場組織の横のつながりも失い、ひいては職員の育成にも影響が生じている現状があると思います。

そのようなことから、役場組織内で職員が講師となり、人を育てるという意識の啓発のためにも、役場の基本的な業務を職員同士の研修として開催することを検討していただきたいと思います。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 山崎議員から何点か再質問いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

最初に、人事異動の方針の示し方でございますけれども、これにつきましては、現在、大体12月頃に自己申告書の提出を各職員にお願いするんですけれども、大体それに合わせて、異動方針とか組織の編成方針、それを示して、職員はそれも参考にしながら、自分の自己申告書の内容を考えていくという形になっております。

方法ですけれども、desknet'sという全職員が見られるグループウェアの掲示板で掲示するとともに、連絡会議でも各課長に周知して、全職員にその内容がきちんと伝わるようにしております。

続きまして、異動方針の伝え方というところなんですけれども、これにつきましては、方針は示しておるんですけれども、異動内示が出たときも、昨日の中村議員への答弁で町長からも答弁しましたけれども、人事異動の意図とか期待することとかで、異動にならなかった職員には、どうして異動にならなかったとか、そういうのをできるだけ丁寧に説明して、なるべく職員が前向きに仕事ができるような、そういった環境を整えていきたいと思っております。

また、人事異動そのものの目的については、人材育成方針の改定とかを今検討しておりますので、そういったところにもきちんと示して、職員が理解できるようにしていきたいというふうに思っております。

あと、実施基準につきましては、議員ご指摘のとおり、基本的なことは変えないとか恣意

的にならないというのは、こちらもそのように考えております。

これを町民の皆さんにというところなんですけれども、ちょっと私、公表している自治体の例をあまり承知していないものですから、そういった他の自治体の例も参考に、その辺は研究・検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、異動後の職員の対応ということで、基本的な研修会の開催で横のつながりということかと思えますけれども、現在、新規採用職員につきましては、ここ数年ですけれども、基本的な業務の研修と併せて各課の研修、各課の職員を講師に招いて各課の業務内容説明したり、あと現場に行って実際に見たりという研修を、新規採用職員には行っております。

新規採用職員以外はどうするかというのは今後の検討ということになりますけれども、そういったことで、職員がなるべく若い段階でも幅広く業務を知れるようにという取組は進めておりますけれども、議員のご意見も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） もう一点お願いしたいんですが、先ほど副町長さんのご答弁の中に、小さい町なので担当課を越えた業務負担の分散化という内容があったんですが、最近、住民の方と懇談する機会がありまして、実際に話した内容を申し上げますと、コミュニティと自治会の業務が今、別々に分かれている経過があります。その中で連携がうまくできていないんじゃないかと、それでちょっと戸惑っているという話があったものですから、その点についてやっぱりしっかりと、一時は一緒にやっていた経過があったもので、そういうことはなかったと思うんですが、実際にそういう内容が訴えられたもので、その点について、連携方策を十分検討していただきたいと思いますが。

○議長（小西和実君） 今の質問に関係するところだと、質問の内容にそぐわない部分があると思うんですが、最初の質問に関連しているということでもいいんですかね。

すみません、答弁お願いいたします。

新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 今の山崎議員の話、多分、町政懇談会でも出された話かと思えますけれども、私も聞いておりまして、まさにそういったところは大事かと思っておりますので、業務のなかで可能な部分は集約するとか、分かれていてもしっかりと連携を取るというところは、自治会とかコミュニティに限らず、全庁的に進めていきたいというふうに思っておりますの

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） 続きまして、専門職におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬の引上げは。

パートタイム会計年度任用職員の報酬等については、条例・規則により定められています。報酬額等については、それぞれの市町村で異なっており、近隣の市町村の額を参考に定めている場合もあります。特に医療・福祉、子育て関係は、一般職と違い資格を有することから、国などでは医療職は給料法を別に設けて支給しています。また、保育士・介護関係職員は、資格要件を考慮して、一般職より高めに設定しているようです。

特に医療・福祉、子育て事業は、少子高齢により需要が増大しているにもかかわらず、人材が集まらない状況が続いています。そのような中で、国では、低物価・低賃金・低成長のコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変革を掲げ、持続的で構造的な賃上げの実現を目指しています。それに伴い、最低賃金の大幅な引上げを行っています。

一般職については、最低賃金の引上げにより行われますが、医療・福祉、子育て関係職員には、これとは別に、給料アップを目的に処遇改善手当を交付税に上乘せするなど、さらなる賃上げに対応しています。正規の職員に関しては、給料表の見直しにより引上げが可能ですが、パートタイム会計年度任用職員には、処遇改善加算部分の引上げ額を考慮しなければならぬのではないのでしょうか。

パートタイム会計年度任用職員の業務は年々増加するばかりで、それに比例して人材不足は深刻なものになっています。パートタイム会計年度任用職員の処遇改善のためにも、賃金の引上げについて質問します。

現在、小布施町のパートタイム会計年度任用職員の時給は、最低賃金の見直しにより、本年10月から一般職は950円、業務の内容及び資格要件にも異なりますが、保育士・保育教諭は1,070円、保健師・介護士は1,300円であります。近隣の市町村の状況を見ると、保健師1,475円、看護師1,354円、保育士1,110円と高い市町村もあります。

国では賃金の引上げに伴い、保育士は2022年から月額9,000円の処遇改善加算を実施、看護職員については、コロナ禍の中で処遇改善評価料として、看護職員を3%程度、1万2,000円相当の引上げを目的で創設されています。介護職員については、特養を所管する広域連合では1,270円の状況もあり、小布施町社協での介護士時給990円を検討すべきであると

思います。

国では、介護職員1人当たり月6,000円の引上げを実施する方針で検討されているようです。特に医療・子育て、介護人材については、少子化対策・高齢化の進行で不足が続いており、離職防止にも力を注がなければなりません。今後の少子高齢社会の中で事業を進めていくには、会計年度任用職員のマンパワーは引き続き必要になると思われま

す。町では会計年度任用職員の報酬の見直しを、処遇改善手当の部分を含め、どのように考えているかお伺いします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、山崎博雄議員からのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、子育て分野や医療・介護分野における専門人材の確保につきましては、非常に人材の確保というのが大きな課題になっておりまして、近隣市町村や民間事業者における報酬を踏まえた待遇の検討が必要であるというふうに認識をしております。

町では、国の処遇改善に係る通知を踏まえまして、会計年度任用職員の保育士や調理員の賃金改定を行ってきましたし、今年10月からは、最低賃金の見直しを踏まえて、例外的な任用である地域プロジェクトマネジャーを除く全ての会計年度任用職員の月給及び時給額の増額を行ったところです。

また、令和6年度当初からは、今年度の人事院勧告による正規職員の給料表改定を踏まえて、全ての会計年度任用職員を対象として、さらなるベースアップに向けた具体的な報酬額の検討を現在進めております。加えて、こちらは中村議員への答弁でも申し上げましたとおり、会計年度任用職員の勤勉手当の支給についても検討しているところです。

現在、近隣市町村の報酬額の状況等について調査を進めており、特に待遇面の事情から職員の配置が難しくなっている職種については、令和6年度当初の報酬額改定と合わせて、実情に合ったものに変更できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で山崎博雄議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小西和実君） 続いて、13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） それでは、1問2項目について質問をさせていただきます。

誰でもよかったなどという無差別な凶悪犯罪が後を絶ちません。それだけでなく、あらゆる犯罪が身の回りで起こっています。ある日突然、何の落ち度もない人々が犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、障害を負ってしまうのです。

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続けながら、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなります。しかしながら、周囲の人々は、こうした状況や気持ちをよく理解しているとはいえ、被害者が誤解されたり、さらに傷つけられたとといったこともしばしば起こっております。

被害者やその家族、ご遺族のために何ができるのか。もし不幸にして自分の身近な人が被害に遭ったら、どのように向かい合えばよいのか。私たち一人一人が、日頃から被害者の声に耳を傾けて考えることが大切です、と、以上は、警察庁が作成した犯罪被害者等施策の序文に記載されているものでございます。

テレビや新聞などからは、連日、様々な犯罪被害事件のニュースが繰り返し報道されています。そして、多くは他人事と受け止められ、聞き流されることも多いと思われませんが、時折、身近に住んでいる場所で驚くような大きな事件が発生します。本年5月には、隣接する中野市江部で無差別殺人、銃乱射、立て籠もり事件が発生し、男女4人が亡くなりました。大変大きなショックで、そして不安を感じた事件でした。

国は平成17年に犯罪被害者等基本法を制定し、犯罪等の被害に遭われた方やその家族、ご遺族の権利や利益を保護することを目的とし、国や地方公共団体に対して、様々な施策を推進し、目的を果たすよう定めております。

基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとし、また、責務として、国と地方公共団体は犯罪被害者等支援を講じる責務があるとされています。

全国の市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況を見ますと、令和4年4月現在、470余りの市区町村が制定しており、現在、県内では6市4町5村が条例を定めています。近隣では中野市、須坂市、町では飯綱町、軽井沢町、辰野町、坂城町の4町が制定をしているところです。

そこで伺います。

最初に、国民の誰もが犯罪被害者等になる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図れる社会の実現が必要であり、そのためには条例の制定が必要と考えますが、今後、条例制定について、どのような考えをお持ちかお聞きします。

次に、被害者等からの問合せ・相談の総合的な対応を行う窓口である総合的対応窓口を設置することになっており、平成31年には全国の地方公共団体に設置され、小布施町は教育委員会生涯学習係に設置をし、関係機関・団体との調整を行うこととなっていますが、その取組状況についてお聞きします。

また、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けるためには、早期支援と情報提供が必要と言われております。周知のための広報活動が特に重要だと思いますが、その状況についてお伺いします。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） 最初に、5月に中野市で発生した事件で亡くなられた住民の方々、警察官の方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

さて、条例制定について、どのように考えているかのご質問についてです。

まず初めに、町では町外の状況や課題について情報共有を進めています。関議員のご質問の内容と重なる部分がありますが、令和5年11月24日付信濃毎日新聞においても、犯罪被害者の精神面のケアや生活再建を後押しする犯罪被害者等支援条例をめぐり、県内77市町村のうち約2割に当たる15市町村が既に制定し、約7割の54市町村が制定を検討しているというアンケート結果でした。このうち31市町村は、今年5月に発生した中野市の4人殺害事件が制定や制定検討のきっかけになったと回答、凶悪事件を受け制定の動きが加速したとの記事が掲載されていました。

坂城町が、2020年5月に町内で発生した殺人事件を受け、県内で最も早く同年9月に同条例を制定、2022年4月には長野県も施行しました。

警察庁によると、令和5年（2023）年4月1日時点で、全国の市町村のうち犯罪被害者支援を目的に条例などを制定しているのは全体の約4割弱、京都府、宮城県など11府県は全市町村で制定しているということです。長野県を含む26都道府県では3割未満という状況です。

また、信濃毎日新聞のアンケートで、給付金の支給実績があるとしたのは、長野県で中野市、坂城町、飯綱町の3市町で、大半の市町村は相談等寄せられていない状況であり、県人権男女共同参画課によると、昨春施行の県犯罪被害者等支援条例に基づく給付金支援は、昨年度はゼロ件であったとのことでした。

そして、今後の課題として、多くの市町村では、被害者らの対応に当たる臨床心理士ら専従職員を配置できずに一般職員が兼務し、被害直後などの不安定な精神状況にある被害者や遺族らに寄り添った支援ができるか不安の声も聞かれるなど、実際に被害者らに対応する際の様々な支援の必要性があるということが分かってきています。

次に、小布施町では今年度、人権問題に関する意識調査を18歳以上の2,000人の町民の皆様を対象に実施しました。この調査は5年ごとに行っているもので、その中にも犯罪被害者に対する人権についての設問があります。平成25年度の調査時には、複数回答ではありますが、20%ほどの方が、平成30年度の調査では24%ほどの方が、犯罪被害者やそのご家族の人権課題について関心を寄せていました。

今年度につきましては、調査期間中ではありますが、先ほどの中野市の事件のこともあり、さらに町民の関心は高まると思われます。また、犯罪被害者等に関することで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですかという設問に対しては、45%以上の方が、報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなったりすると答えており、報道対応に不安を感じられている声も多く寄せられていました。

今後も、この調査等を通じ、住民の皆様の声をよく聞くとともに、具体的に条例制定に関する検討や協議を続けていきます。

また、取組状況は、周知のための広報活動が特に重要と思うがについてです。

現在、町の担当部署は教育委員会の生涯学習係になっています。現状は、相談等は寄せられていない状況です。人権の意味合いから、現在の町の窓口は生涯学習係に置かれていますが、危機管理や福祉など他分野の対応が必要になるため、担当部署についても庁内でさらに検討を進めたいと考えています。

支援を必要とする犯罪被害者やご家族の把握は、第一に警察が、その次に医療機関等でされています。現在、北信地域や須高地域で開催される犯罪被害者支援担当者会議や須坂警察署主催による連絡会議等、様々な機会を通じ、県警察本部や須坂警察署、県近隣市町村、長野犯罪被害者支援センター、医療機関との連携を強化しています。今後につきましても、そ

ういった連携を強化することで、早期の把握やその後の迅速な支援に努めていきます。

また、広報活動については、人権問題に関する意識調査のほかに、先日12月2日、北斎ホールで開催しました町人権フェスティバルにおいて、犯罪被害者の人権をメインテーマに据え、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター長や長野県犯罪被害者遺族自助グループの代表の方を講師に招き、ご遺族のいまだ癒えることのない心の傷や思い、願いを直接お聞きする場を設けることができました。講演では、“困ったときはお互いさま”の精神こそ支援の精神であるとのお話や、犯罪被害者遺族の方の声として、どこに住んでいても安心した支援が受けられる社会にというお話がありました。

今後につきましても、このような事業や町広報紙等へ犯罪被害者支援に関する記事の掲載を通じ、住民の皆様への周知啓発等を進めてまいります。

以上です。

○議長（小西和実君） 13番、関 悦子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

最初に、諸般の報告事項について申し上げます。

5番、久保田守彦議員から、都合により退席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、関 悦子議員の質問を続けます。

関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） 教育長から丁寧な答弁をいただきました。

そこですけれども、再質問と、そして確認の質問をさせていただきたいというふうに思っています。

私が一般質問の原稿を提出いたしましたのが、22日だったんですね。それで、24日の朝刊

にまさしくジャストタイミングで回答が出ていまして、先ほど教育長のほうからお話がありましたように、小布施の町が未定であると、そして、検討していないという8市町村だったでしょうかね、その中に入っていて、多分町民の皆さんがこれを見て、えっというふうに思ったんじゃないだろうかというような、私は懸念をいたしました。

そして、今日は教育長の答弁の中に、引き続いて協議していくんだというお話を伺いましたので、この一般質問をお聞きになっている町民の皆さんは、よかったというふうに胸をなで下ろすのではないかというふうに思っております。

その当時の回答なされた、未定である、検討していないという回答を、信濃毎日新聞ですかね、アンケートに回答をお出しになったときに、この答えは、どのような経緯をもって、経過をもってそれをお出しになった、回答なされたのか、その点についてお聞きします。

あれを見ると、まさしく、条例なんかは必要じゃないんだというような感じに私は見受けただんですけども、そういう条例は必要ではないという、あの時点ではそういうふうにお考えになっていたのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） 閣議員の再質問でございますが、信毎の記事の中には、まだ未定あるいは検討していないということで当町が入っておりました。

それで、あのアンケートをいただいたときに、条例は今、町のほうではありませんけれども、県のほうではもう施行しておまして、基本的には県の支援法の条例を基本としたいということで、町といたしましては、それぞれ担当する課において、もしそういう事態が生じた場合には、ちゃんと対応ができるということで、あの時点では、条例の改正については検討していない、まだ未定ということでお答えしたところでございまして、県のほうの災害支援の給付条例等もございまして、そこを基本として対応していくということで、アンケートのほうは答えたところでございます。

○議長（小西和実君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） ただいま答弁いただきました。

私たちに最も身近なところというと、この行政、小布施町の行政機関であるというふうに思うんですね。やっぱり行政機関が一番身近なところで、そういうきちんとしたものを持っている、体制づくりもそうですけれども、そういうものがあるということが、町民にとっては安心・安全といえますか、まちづくりの基本的なことだろうなというふうに思うんですね。

何か事件が起きれば町が対応する、ただの窓口であって、各機関に、警察であったり福祉

施設であったり、単につなげるだけ、ただそちらに案内するだけでは、やっぱり身近にある行政の意味が私はないと思うんですね。

そういう点では、身近なところにいつでも相談に行ける、いつでもそういう体制づくりがきちんとされているんだということがはっきり町民の皆さんに示されるということが、とても大事なことなんだなというふうには思うんですけども、その点についてお願いします。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 議員のご指摘のとおりであると思いますし、5月以降協議を進めて行く中で、犯罪被害者の支援に係る条例について協議をしていく中で、例えば12月2日に実際に被害に遭った遺族の方の声の中にも、どこに住んでいても、繰り返しになりますけれども、安心した支援が受けられる社会にという声や、それから、12月2日に人権フェスティバルのときに子供たちが描いたポスターの中に、生きる権利をみんなが持っているというような、そういう一つ一つの町民の声や子供たちの声や遺族の声を大事にしながら、今後協議を、検討を進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（小西和実君） 関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） 社会を取り巻く環境というのが随分変わりましたので、高齢化というのをいつも、私も高齢者になりましたので、自分が運転をしていると、やっぱり運動機能の低下による作動の間違いであったり、これだけ人が行き来する広い社会になって、文化の違いによる争いだとか、それから、病む時代というか、心病む時代になって、病気による犯罪とか事件というのは、すごく身近な問題になってきたなというふうに、私は恐怖をいつも覚えますね。特に運転をしていて覚えるんですけども、そういう点につけても、すぐ、いつでも対応できる体制、いつでも手助けができる体制というのは、やっぱり行政というのは一番身近で、私たちにとっては頼りのある、頼るところだなというふうに思います。

そういう点について、町の体制づくりとしまして、いつでも何事が起きても体制ができているんだぞというしっかりした目標なり、それに体制づくりというものが示されるということが、私は大事だなというふうに思うんですね。それを町民が、ああ、いつでもあれがあるんだと、いつも守ってもらえるんだと、これがあるんだという安心感というものをみんなが持つためにも、やっぱりもっと周知してもらう、この間12月2日の講演はとてもいいお話だったと思います。あのお話を聞いて、相当、教育長も考え方が前向きになったのではないかなというふうに私は思います。

やっぱりああいうことを周知するという事は、町民にとってはとても大切なことだなというふうに思いますので、今後、町民に対するインフォメーションというか、それについてどのようにお考えになっているか、最後に聞きまして、終わりにしたいと思います。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） ありがとうございます。

条例の制定というのは、まず第一歩だというふうに思いますので、ですが、条例というのは町全体で、全庁で考えていくことになると思いますが、やはり今まで調査した点、それから、行政のほうから小まめに情報収集もしなくてはいけないだろうし、また情報発信もしていかななくてはいけない。

そういうことを通しながら、皆さんがやはり安心して小布施町に住んでいられるという安心感を得られるんだというふうに思いますので、これは教育委員会をはじめ、それぞれ福祉なり総務なり、いろいろな部門に関わってくると思いますので、全体を通して積極的にこれから協議をし検討していく、そういう気持ちであります。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小西和実君） 続いて、10番、福島浩洋議員。

〔10番 福島浩洋君登壇〕

○10番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1件3項目の質問をいたします。

まず、北斎館周辺の今後の環境整備はについて質問いたします。

今や小布施町の観光中心は北斎館周辺、連日中型・大型観光バスや自家用車等が来ております。食事処、スイーツ、お土産屋さん、果物屋さん、おやき、季節の焼き栗等々、町はにぎわっております。そして、北斎館の入館者も月2万人を超え、外国人観光客も円安の影響のところ、月に1,000人を超えているとの報告もあります。

そして、売上げもコロナ禍前に順調に戻りつつあるとお聞きしておりますが、周辺の交通状況や人の流れなど現状を見ると、決して安全・安心の環境ではないと思われま。

ちなみに、訪れているバスガイドさん数名にお聞きしましたところ、どなたも誘導にはか

なり神経を使っているとのことでした。

また、北斎館周辺にはトイレがないため、事前に済ませてもらうようお願いして来ているとのことでした。

このままの状態がいつまで続くのか、大変危惧されるところです。以前にも数名の議員が一般質問しておりますが、そろそろこの問題については、本気で考える時期ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

国道403号線から大型バスが安心して広場に入ってくる通路の確保はできないものか。このままでは観光会社に敬遠されてしまうのではないかと。また、住民を巻き込んだ事故も想定され、大変危惧するところですが、見解はいかがでしょうか。

2番目、北斎館周辺の広場の現状を見ると、非常に狭く、バス7、8台が限界であると思われる。観光立町の町として、これからの町の発展を考えると、町の指導で周辺の開発整備をしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

3番目、新たなトイレ設置に伴う敷地の確保が一番の課題と思われるが、北斎館周辺のレストラン、喫茶店、お土産店、自治会等の地域の協力を得て、それぞれに提供のおもてなしのトイレをと考えるが、町の考えについて伺います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 福島議員のご質問にお答えをいたします。

一番最初の国道403号からのバスの通路の確保についてのご質問に、まずお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現状の北斎館駐車場周辺は、大型バス、また来訪される自家用車の動線と歩行者の動線が分かれておらず、大変危険な状態にあります。現在、北斎館によりまして、駐車場の一部を公園化して、車と歩行者の動線を分ける計画を進めております。行政といたしましても計画づくりに参加をしております。

本年8月29日、長電バスさんの協力を得まして、国道403号線からバスが入って場内で方向転換をし、403号へのそれもまた同じところから出る、退出する、その動線を確保した上で、バスの駐車台数が何台取れるかという検証を行いました。現在、車の出口であります榭一客殿さんの南側から入りまして、ちょうど突き当たりが信濃屋さんの建物、こちらに頭を振って、お尻を回して向きを変えて駐車をする、そしてまた403号に出ていくという、その

上でバスの駐車スペースを何台取れるか、この辺を調査をいたしまして、十分に動線確保は可能であるという結果を得ることができました。

その上で、車歩分離の空間づくりは十分に可能でありまして、今後さらに住民の皆様、それから歩行者の皆様の安全確保に向けて検討を重ねてまいります。

2つ目、バスの駐車スペースに限られる、ぜひ町として周辺の開発整備に努めてほしいというご質問でございます。

この周辺整備の主な目的としまして、ある程度の駐車スペースの確保ということが主、というふうに質問の意味を捉えましたので、一応それに沿った上でご回答いたします。

小布施町におきまして、観光の特徴としましては、非常に繁忙期・閑散期の差異が大きいということが挙げられると思います。やはり秋、栗やブドウ、リンゴなど果物の旬や紅葉を楽しめる秋のにぎわい、9月から10月というのは本当に小布施町の観光のトップシーズンでありまして、また、春のゴールデンウィーク、夏のお盆休みもにぎわいます。

しかし、非常に閑散期はがらんとしておりまして、通年にぎわう観光地ではないこと。また、大型バスが現状の中で、バスがたくさん来過ぎて止められないという状況、これはやっぱりトップシーズンの数日に限られてしまうのではないかとというふうに考えています。

やはり北斎館周辺に、新しく大型バスでありますとか一般車両の駐車場を確保するというときは、そういうときには非常に来訪される皆様の利便性、また大型バスの誘致の有効な手段になるとは思いますけれども、閑散期が長い小布施町にとっては、車が止まっていない駐車場がたくさんあるというのは、あまり、景観の空洞化を招くのではないかとということもちょっと危惧をしているところではあります。住民や来訪される方々の、お客様が求める小布施町の風景を毀損してしまうんじゃないかというふうにも思っております。

繁忙期の車の駐車スペースにつきましては、一般車両につきましては森の駐車場、松村駐車場、また、バスにつきましては松村駐車場などご案内することで対応したいというふうに考えております。

また、これに限らず、北斎館周辺の環境整備全体につきましては、北斎館を含めた周辺事業者との議論を含めながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

3つ目の近隣の事業者ですとか地域の協力を得てのおもてなしトイレはどうかというご質問でございますが、まず、北斎館駐車場におきますトイレの設置の計画の進捗状況、これについてご説明をまずさせていただきます。

観光バスの対応としまして公衆トイレの設置、それから歩行者の安全を確保するための車

歩分離の検討、これを併せて進めてまいりました。最初の答弁のほうで、バスの動線につきましては、ある程度確保はできたというふうに思っております。

しかしながら、動線を確保した際に、歩行者が歩かれる場所、当初イメージしていましたが公衆トイレの設置場所がどうかという、これがどうしてもバスの動線と被ってしまうという中で、トイレの設置場所につきましては非常に検討困難を極めてまいりました。

現状で、北斎館さんのほうで館内、今、入口のほうで入館者とトイレの利用者ということで札をつけて分けて入っておりますが、令和6年度の間には北斎館のほうで、中のほうの一部改築を計画しておりまして、受付を今の売店のさらに奥、トイレの奥に置くことによりまして、売店・トイレはそういった札をつけるとか、そういったことなしに自由に使えるという体制を取るということを決めております。

そういったこともございまして、現状、大型の公衆トイレを造るというより、分散型、いわゆる地域の事業者のご協力も得ながら、少し小さいトイレを違うところに造ることによって、分散型で対応できないかということを考えております。

具体的に申し上げますと、北斎館の東側の駐車場、こちらからも人が入ってくる、その入口のところにトイレを設置するという計画で検討されております。東側の駐車場からのお客様の受皿をつくることで混雑を分散させる計画となっております。北斎館が主体となります事業計画ではありますが、町としましても協力をしていきたいというふうに考えております。

議員ご提案のおもてなしトイレ、これは誰でも使いやすいトイレ空間を創設しまして、障害のある人、子供連れの人、世界中から訪れる多くの人のために、心地よい観光、滞在にしていくための官民協働の施設であると認識をしております。公衆トイレがないこの数年間、北斎館のトイレへのご案内を、近隣事業者にご協力いただき対応してまいりました。近隣事業者の皆様のご協力は、引き続きお願いしたいところではございますが、店舗内のお客様動線、営業形態等で、一律の協力をお願いすることは難しく、それぞれの事業者の皆様のご意見も伺いながら、行政として協働できることを検討してまいります。

また、分散型ではありますが、お客様にとって過ごしやすい小布施町になりますということを外に向けて発信をしてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 福島浩洋議員。

○10番（福島浩洋君） ただいま、私が質問しました3項目について、丁寧な町長の答弁を

いただきましたが、3つほどその中でお聞きいたします。

しつこいようですが、新型コロナ禍が終息しました。観光バスが、我が町にもどんどん増えてくると見込まれますが、ただいまの説明で、具体的に大型バスは何台駐車可能なのか、具体的にここでお聞きしたいと思います。

それから、町の観光客が、町長おっしゃったとおり繁忙期と閑散期との差異が非常に極端で、そしてまた、景観の空洞化を大変心配されております。これに対しては、一応、年間100万人という想定なんですけれども、これずっと見ていますと、100万人なんていうのは、とても絵空事にしか思えないと思っております。

話変わりますけれども、今や世界の北斎、全国的な展開や、円安で増加する外国人の誘客や高山村の温泉場に誘致するようなことは、町長公約のおもてなし湯治場の推進を図るためにも絶好のチャンスではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

見ていますと、大型バスは高山村のほうに向かわないで、必ず下のほうに下ってしまう。これは大変、高山村と須高を含めて、もったいないような気がするんですけれども、その辺のところも町長のお考えをお聞かせください。

それから、おもてなしトイレについても、分散型トイレの考え方は大いに私も賛成いたします。もう無理だと思いますので、それはぜひきれいになるようなトイレを進めていただきたいと思います。

そこで、我が町も、大宮課長が述べられました脱炭素、ゼロカーボン、カーボンニュートラル等、山積みの課題があります。しかしながら、町長の答弁について、やはり日時を区切って、これはどうすべきか、どういうふうに持っていくのかということ、具体的に町民の皆さんに、先ほどの3つの質問を区切って説明していただければ、町民の皆さんも安心するんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） では、福島議員からの3つご質問について、順次お答えをいたします。

まず、実際に大型バスがどのくらい止められているのか、また、計画の上で実際にどれくらいになるのかというご質問でございます。

現状は、通常ですと、大体大型バスが7、8台、また、残りのスペースに一般の車両等を止めるという形になっております。繁忙期に、自家用車を止めずに大型バスのみにした場合に止められる数は、14台から15台というふう聞いております。

今度の計画では、一般車両についての駐車スペースというのは確保はしておりません。そ

それはやはり、近隣の駐車場や、ちょっと離れますが、森の駐車場ですとか町営のほうに誘導すると。

バスにつきましては、大体8台ぐらいということで算定をしております。ですので、通常のバスの駐車量というのは確保しておりますが、繁忙期に完全に自家用車を外した場合というのは、どうしても減ってしまいます。その場合につきましては、松村のほうに誘導する形となるかと考えております。

続きまして、いわゆる近隣の宿泊地との連携、特に高山村とどうなんだいという話がございます。

やはり、昔聞きましたら、どうしても小布施町というのは通過型ということもありまして、割と草津のほうに行ってしまうということも実は聞いたことがあります。そういった意味でも、近隣の温泉地との連携というのは、まだまだ取れていないというのが実情でございます。

須高地域ということで、やはり須坂、高山、特に高山村とは、いわゆる昼の小布施町、また夜の高山村ということで、非常に連携しやすいというふうに考えておりますが、これについては、まだまだ力及ばずというところでございますが、高山村ともその辺をうまく協議をしながら、実際に高山村の一般のお客様、駅で降りられて観光協会の総合案内所に来られる方々に案内をしておりますが、高山村の温泉地のホテルとは、今、4軒、5軒ぐらいと連携をしております。そういった方々、どうしても個人のお客様対象になってしまいますので、大型バスという対象ではございませんけれども、そういった温泉との連携というのを、順次また力を入れていきたいというふうに思っております。

最後、すみません、最後の質問、もう一度いただくとありがたいんですが、いわゆるカーボンニュートラル、環境の問題という……期限でございますか、分かりました。失礼いたしました。

期限でございます。

まず、車歩分離の公園化、これにつきましては、令和6年に着手をするというふうに北斎館のほうで明言をしております。あわせて、館内の改造、いわゆるトイレの使用勝手の改善、これも併せて令和6年度中に行われるということになっております。

東町の駐車場のほう、これもまたお諮りをいたしますけれども、やはり小さく、大型のものではございませんので、これはできるだけ早く、できれば令和6年度中に併せて実行したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 福島浩洋議員。

○10番（福島浩洋君） 先ほど質問しました町長のおもてなしの絶好のチャンスだということについてはいかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） まさしく今、非常に人が動き出したという状況の中で、おもてなしのタイミングとしては絶好であるというふうに思っております。

特に閑散期に特別に新しいことをするでありますとか、繁忙期のほうは、逆に人がわーっと来てしまって、安全確保の面でありますとか、逆にもうちょっと抑えなくちゃいけないという考え方があるかもしれませんが、恐らく繁忙期よりも今、閑散期のほうに、観光というよりも本当に小布施が好きで、静かな小布施町をゆっくり堪能したいというお客様は、オフシーズンにゆっくりとお迎えしたいなというふうには思っております。

それについての施策につきましては、まだまだ具体的にイメージできるものではございませんけれども、十分に留意して考えたいというふうに思っております。

○10番（福島浩洋君） 質問終わります。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時31分